

平成 29 年第 11 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成29年第11回教育委員会会議

1 日 時 平成29年 5 月16日（火） 13時30分～14時45分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	長 田	正 寛
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	山 根	直 樹
財務係長	松 本	博 之
財務係員	白 川	由 貴
財務係員	土佐岡	潤
学校施設担当部長	平 野	誠
学校施設課長	永 本	宏
計画係員	中 村	圭 佑
管理係員	金 盛	元
学校規模適正化担当課長	永 澤	美 樹
学校規模適正化担当係長	佐々木	俊 晃
学校規模適正化担当係員	小野寺	純 一
学校教育部長	引 地	秀 美
教育推進課長	仙 波	晴 彦
学事係長	穴 田	卓 也
学事係員	柴 田	碧
教育課程担当課長	廣 川	雅 之
企画担当係長	野 田	隆 之
義務教育担当係長	大 井	一 雄
高等学校担当係長	幸 丸	政 貴
特別支援教育担当係長	荻 澤	吐 夢
児童生徒担当部長	和 田	悦 明
児童生徒担当課長	喜多山	篤
児童生徒担当係長	津 田	政 明

教職員担当部長	檜	田	英	樹
総務課長	宮	地	宏	明
庶務係長	國	方	大	翼
書記	洞	内	亮	

4 傍聴者 1名

5 議 題

議案第1号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

議案第2号 札幌市教科用図書選定審議会委員の任命又は委嘱について

議案第3号 札幌市立小中学校適正配置審議会委員の任命又は委嘱について

議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成29年第11回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と長田正寛委員にお願いいたします。

本日は、池田光司委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日の議案第2号及び議案第3号は、附属機関の委員の任免に関する事項、議案第4号は、議会の議案についての市長への意見の申し出に関する事項であります。

教育委員会会議規則第14条第1項第3号及び第4号の規定により、公開しないこととしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第2号から議案第4号までは、公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

○長岡教育長 それでは、議事に入ります。まず、議案第1号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問についてであります。

事務局からの説明に入る前に、教科書採択の任を負っている私たちは、札幌市の教科書採択の公正・中立性をしっかりと確保しなければなりませんので、委員の皆様、改めて確認させていただきたいことがあります。

委員の皆様の三親等以内の親族に、教科用図書発行会社に勤務されている方がいらっしゃる、及び特定の組織や団体あるいは会社等から、働きかけや影響力の行使、また、圧力等はないということによろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○長岡教育長 ただいま、皆様方から、三親等以内の親族に、教科用図書発行会社に勤務されている方はいないこと、及び影響力の行使や圧力等はなかったという回答をいただきましたので、教育委員会による審議は、教科書採択の公正・中立性を確保し得るものであると判断いたします。

それでは、議案第1号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問についての審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 議案第1号の札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問についてご説明いたします。

札幌市では、教科用図書の選定を適正に行うため、条例に基づき、教科用図書の調査研究を行う札幌市教科用図書選定審議会を設置しております。

本案は、選定審議会に対しまして、平成30年度から使用する小学校用教科用図書及び平成30年度に使用する高等学校用教科用図書、中等教育学校後期課程用教科用図書並びに特別支援教育用教科用図書の選定に当たり、必要な調査研究を諮問するためご提案するものであります。

資料はありませんが、初めに、本年度に行う教科用図書採択についてご説明いたします。

教科用図書採択とは、翌年度に各学校で使用する教科書を決定することをいい、大きく分類いたしますと、小学校用、中学校用、高等学校用、特別支援教育用の4種類があります。

義務教育で使用する教科用図書は、法令により同一の教科用図書を採択する期間を原則4年と定めているため、平成26年度に採択替えを行いました小学校用、及び平成27年度に採択替えを行いました中学校用の教科用図書については、

採択替えを行わず、昨年度と同一の教科用図書を採択することとなります。

また、法令による定めのない高等学校用教科用図書、特別支援教育用教科用図書のうち、一般図書は、本市においては、毎年度採択替えを行っているところでありまして、本年度につきましても採択替えを実施するものであります。

本来であれば、今年度は、小学校用も中学校用も4年に1度の採択替えの年度には当たらないため、高等学校用と特別支援教育用の採択替えのみを実施することとなりますが、平成27年3月の学校教育法施行規則の改正により、小学校の道德の時間が、平成30年度から「特別の教科 道德」となり、教科書を使用することとなりますことから、今年度、「特別の教科 道德」の教科書を新たに採択する必要があります。

したがって、今年度の教科用図書採択につきましては、小学校用のうち、「特別の教科 道德」の教科書の採択と、高等学校用及び特別支援教育用の教科書の採択替えを行うこととなります。

ここからは、議案の、基本方針小学校のインデックス以降の、小学校用、高等学校用、中等教育学校後期課程用及び特別支援教育用教科用図書、それぞれについての調査研究の基本方針についてご説明いたします。

こちらは、教育委員会が選定審議会に対し、それぞれの教科用図書について調査研究の方法や観点を示したものであります。

それでは、まず、基本方針小学校のインデックス以降の小学校用図書の調査研究の方法についてご説明いたします。

1番目にありますとおり、北海道教育委員会から示されております平成30年度から使用する小学校用教科用図書の採択基準、これは、教科用図書選定審議会の設置や、その委員構成などについて定められたものですが、この採択基準に基づき、発行者から送付されるすべての教科書見本についての調査研究を行うこととなります。

調査研究に当たっては、発行者が作成する教科書編修趣意書及び北海道教育委員会が作成する平成30年度から使用する「特別の教科 道德」の小学校用教科用図書採択参考資料を参考として行ってまいります。

次に、2番目の調査研究の観点のAをご覧ください。

調査研究においては、北海道教育委員会が作成する採択参考資料を基礎資料とすることとしております。この内容等については、後ほど詳しくご説明いたしますが、採択参考資料は、例年、採択替えを行う年の6月下旬ごろに、北海道教育委員会から本市宛てに送付されております。

このため、基礎資料である採択参考資料が送付される以前においても、選定審議会において公正かつ適切な調査研究を行うことができるよう、教育委員会が、あらかじめ、Bにありますとおり、札幌市の地域性や札幌市の子どもの実

態及び札幌市の教育方針を踏まえて、次のページの札幌市として設定する調査研究項目に沿って、調査研究を行うよう定めているところであります。

なお、「特別の教科 道徳」の調査研究項目の具体的内容につきましては、後ほど、詳細を説明させていただきます。

続きまして、高等学校用及び特別支援教育用教科用図書それぞれのについての調査研究の基本方針について、ご説明させていただきます。

まず、議案の基本方針高校・中等のインデックスのページをご覧ください。

平成30年度に使用する高等学校用、中等教育学校後期課程用教科用図書の調査研究の基本方針であります。高等学校用、中等教育学校後期課程用については、1番目の調査研究の方法にあるとおり、各学校から出される、学校ごとの使用希望教科用図書等について、2番目にあります調査研究の観点により調査研究を行っていただくものであります。

次に、基本方針特別支援教育のインデックスのページをご覧ください。

平成30年度に使用する特別支援教育用教科用図書の調査研究の基本方針であります。特別支援教育用については、1番目の調査研究の方法のとおり、今後、北海道教育委員会から示される採択基準に基づきまして、北海道教育委員会が作成する一般図書採択参考資料の対象となっている一般図書について、2番目にあります調査研究の観点により調査研究を行っていただくものであります。

加えて、種目によって一般図書採択参考資料の対象となっていない一般図書についても、教科用図書の候補となるものがある場合、調査研究を行うこととしております。なお、特別支援学校や特別支援学級における教科用図書の採択については、参考資料を用いて調査研究を行うこととしております。

それでは、特別支援学校や特別支援学級における教科用図書の採択について詳しく説明させていただきます。

次のページの資料1をご覧ください。

特別支援学校及び特別支援学級においても、①のように、文部科学省検定済教科用図書の中から、札幌市が採択した小学校用及び中学校用教科用図書の各教科の該当学年のものを使用するのが基本となります。

しかしながら、特別支援学校や特別支援学級においては、児童生徒の障がいの状況等に応じて、例えば、各教科の目標や内容を下の学年のものに代えるなど、特別な教育課程の編成ができることから、当該学年の教科書を使用することが適当でないときは、設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができます。

そこで、②のように、児童生徒一人一人の状況に応じて、札幌市が採択した小学校用、及び中学校用教科用図書の各教科の下の学年のものを使用すること

ができます。

また、各教科の下の学年のものの中で適当なものがない場合には、③のように、文部科学省が障がいのある児童生徒用に著作した文部科学省著作教科用図書があり、その中から使用することもできます。

さらに、④に記載しておりますとおり、①から③までの中で適当なものがない場合には、各教科の内容と関連が深い絵本などの、いわゆる一般図書を教科用図書として使用できることが、学校教育法附則第9条に規定されております。

この一般図書の採択に当たりましては、北海道教育委員会が作成する一般図書採択参考資料の中から採択することが望ましい旨、例年、採択基準に示されておりますが、札幌市においては、平成23年度の採択から、より幅広く教科用図書を選定できるよう、一般図書採択参考資料の対象ではない一般図書の中からも、選定審議委員会委員からの推薦を受け、調査研究の対象として採択しております。

なお、一昨年度、一般図書の採択に係る教育委員会会議において、一般図書の内容や挿絵が、一部古いのではないかなどのご指摘をいただきましたので、審議会において、一般図書の需要数や現場の先生方の声などとともに、内容や挿絵などにも十分着目しながら、調査研究を行うこととしたいと考えております。

続きまして、札幌市として設定する調査研究項目についてご説明いたします。

資料は少しページが戻りますが、議案の基本方針小学校のインデックスのページをご覧ください。

平成30年度から使用する小学校用教科用図書の調査研究の基本方針ですが、2番目の調査研究の観点におけるAとBの関係についてご説明いたします。

まず、Aにおいて、基礎資料としております北海道教育委員会から送付される採択参考資料の内容についてであります。

今年度示される予定の小学校用教科用図書採択参考資料につきましても、平成26年度採択替えのありました小学校用教科用図書のものと同様の様式により作成される見込みでありますので、平成26年度の小学校用教科用図書の採択参考資料によりご説明いたします。

別にお配りしております、右上に、別添、平成26年度採択参考資料（小学校）一部抜粋と記載している資料をご覧ください。

各教科とも、様式1、様式2、様式3、様式4、及び別記により構成されております。様式1には学習指導要領に示されている教科の目標などが記載されており、様式2には、取り扱い内容や内容の構成・排列、分量など、それから、使用上の配慮など各教科書の特徴について、調査研究の観点に基づき文章で記述されております。

続いて、2枚おめくりいただいて様式3でございます。こちらには、数値データを示す調査項目とその主な理由が記述されており、次のページの様式4には、その数値データが具体的に示されております。これに加えまして、別記では、その数値データの根拠として示すことのできる教材の具体的内容が記載されております。

このように、採択参考資料は、国の教科書検定に合格した教科書それぞれの特徴について、ただいま申し上げた取扱内容や排列・分量などの観点に基づき、調査研究した結果が取りまとめられた資料であり、札幌市の調査研究及び採択に当たって、基礎資料とするものであります。

再び、インデックスの基本方針の小学校のページをご覧ください。

Bの札幌市として設定する調査研究項目についてであります。

これにつきましては、札幌市の地域性や、札幌市学習実現状況調査及び全国学力・学習状況調査における教科に関する調査結果等からわかる札幌の子どもの実態、また、その実態を踏まえて作成し、平成26年度から推進しております「札幌市教育振興基本計画」、「札幌市学校教育の重点」における札幌市の教育方針に鑑み、各教科で力を入れるべき学習活動が展開できるような観点から調査研究項目を設定しております。

それでは、次のページをご覧ください。「特別の教科 道徳」の調査研究項目の具体的内容についてご説明いたします。

表の左側には、調査研究項目（設定の理由）を示しており、1番目は共通項目、2番目と3番目は教科別項目となっております。

表の中ほどには具体項目、右側には調査研究の具体的内容を記載しております。これらは、「特別の教科 道徳」の指導内容として示されている項目を踏まえて設定しております。

なお、説明の中では、それぞれにお持ちいただいている札幌市教育振興基本計画を「新計画」、札幌市学校教育の重点を「重点」というように、省略して述べさせていただきますので、ご承知おきください。

なお、新計画は5ページを、重点は表紙をめくって左のページに全体像がありますので、適宜ご覧ください。

共通項目については、札幌市として推進すべき教育の観点から、全教科共通の調査研究項目として、「札幌らしい特色ある学校教育の推進」を設定しております。

これは、重点において、北国札幌らしさを学ぶ「雪」、未来の札幌を見つめる「環境」、生涯にわたる学びの基盤「読書」の三つのテーマを中核とした札幌らしい特色ある学校教育を、各学校が共通に取り組む活動として位置づけていることから設定をしております。

また、「特別の教科 道徳」の指導内容に、郷土の伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を持つことを学ぶ項目が示されていることを踏まえ、この項目とのかかわりが深い「ふるさと札幌についての学び」と「環境」について、具体項目を設定しております。

具体的内容の部分ですが、自分の生まれ育った郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土を愛する心を育むことや、自分たちを取り巻く自然環境を守り育てるとともに、持続可能な社会を構築していくための取り組みや人とのかかわりについて考え、実践する意欲と態度を育むことが可能な内容となっているかということについて、調査研究の対象となる全発行者の教科書を調査研究することとなります。

次に、教科別項目についてであります。

教科別項目は、大きく二つを設定しております。これらの設定に当たりましては、札幌市の教育が目指す人間像である自立した札幌人の実現に向けた、自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進を重視しております。

一つ目の項目は、新計画の基本施策1-1及び重点を踏まえた、自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進であります。

体験的な活動や言語活動などの学び合いを通して、自ら考え、表現するなどの多様な学びを経験し、思考力・判断力・表現力等を身につけるための学習活動の推進を観点として調査研究いたします。

また、「特別の教科 道徳」においては、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題として捉え、誠実に向き合い、仲間とともに考え議論する授業が求められていることも踏まえて研究いたします。

具体的内容の部分ですが、考えを出し合う、まとめる、比較するなどの話し合い活動や、その中で気づいたことや考えたことを書く活動を通して、物事を多面的・多角的に考えることや、一人一人の体験に基づく考え方・感じ方を大切にしながら、自己の生き方についての考えを深める学習活動が、可能な内容となっているかなど、二つの具体項目について調査研究いたします。

二つ目の項目は、新計画の基本施策1-2を踏まえた、共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進です。

この項目は、基本施策1-2の中に、命を大切にする指導の充実及び豊かな人間性や社会性を育む学びの充実を位置づけていることを踏まえて設定しております。

また、「特別の教科 道徳」の指導内容に、生命が多くの生命のつながりの中にある、かけがえのないものであることを理解し、生命を尊重することや、正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めることを学ぶ項目が示されていることを踏まえて、具体項目を設定し

ております。

具体的内容の部分ですが、自己を肯定的に受けとめ、他者を思いやる心と自他のかけがえのない生命を尊重する態度を育むことや、多様性を認め、自分とは異なる意見や立場を持つもの同士が互いを尊重し、支え合いながらともによりよく生きようとする態度を育むことが可能な内容となっているかなど、二つの具体項目について調査研究をいたします。

私からの説明は以上であります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**長岡教育長** ありがとうございます。ただいま、議案第1号の説明がありましたけれども、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○**長田委員** 今の調査研究項目のご説明で、基本的なところはよくわからないのですが、教科別項目というのは、今回の「特別の教科 道徳」に関するという理解でよいのですか。

○**学校教育部長** はい。

○**長田委員** 共通項目というのは、どういうことなのですか。これは、審議の対象なのかどうかということがよくわからないのですが、「道徳」に特有のこととの関係で言うとどういうことなのでしょう。

○**学校教育部長** ここは、札幌市の各学校で使用している教科書を採択するときに、全ての教科書に共通の項目であり、札幌市の学校教育の重点として推進していることが、どの教科書でも取り組まれているかどうかを調査研究するための項目であります。

したがって、今回は、高校と特別支援教育についても、学校教育の重点というものを項目として並べております。

○**長田委員** 共通項目は、全ての教科に共通なくくりという理解でよろしいのですか。

○**学校教育部長** はい。

○**長田委員** これについては、特に、今日改めてこれを設定しているということではないという理解でよろしいですか。

○**学校教育部長** この具体項目の（１）と（２）などの内容については、「道徳」ということを踏まえたものになっておりますので、そこは、審議の対象にさせていただきたいというふうに考えております。

○**長田委員** そうすると、調査研究項目は普遍的な項目だから、それは変えようがないけれども、その後で取り上げる具体的項目は、選択の余地があるという理解でよろしいですか。

○**学校教育部長** そうです。

○**長田委員** わかりました。

○**阿部委員** 二つほどご質問させていただきたいと思います。

まず、１点目ですが、「特別の教科 道徳」の特別の教科の基本的な考え方を、以前もご説明いただいていたかと思うのですが、もう一度教えていただきたいと思います。

もう一つは、資料１の特別支援学級における教科用図書の採択に関することについてです。

③の文部科学省の著作教科用図書と、④ですが、①から③までの中で、適当なものがない場合に、いわゆる一般図書からも選択ができるということだと思います。その著作教科用図書がどのくらいあって、一般図書はどのくらいあるのでしょうか。いわゆる分母がどのくらいあるのかということ です。

この質問の意図は、特別支援学級の教科書を採択する際に、文部科学省の著作教科用図書について、情報が古いとか、イラストが古いとか、今の時代にそぐわないものが非常に多いという印象をいつも持っておりました。そのような意味で、いわゆる一般図書の分母がどのくらいあって、選択肢がどのように広がっているのかということを知りたかったので、質問いたします。

○**児童生徒担当係長** １点目の特別の教科という考え方についてご説明いたします。

「道徳」については、人格全体にかかわる道徳性の育成を目指すものであるとともに、子どもと最も関わりの深い学級担任が担当することが望ましいと考えられているところでございます。また、数値による評価がなじまないと考えられるところから、各教科にはない側面があるということで、特別の教科と付された経過があります。

○阿部委員 つまり、「道徳」以外に、特別の教科というものが存在しないということですか。

○学校教育部長 ありません。

○阿部委員 それでは、「道徳」だけが特別の教科というカテゴリーになっているのですか。

○学校教育部長 教科というと、数値的な評価の対象になるので、それは「道徳」になじまないということで、「特別の教科」とつけております。

○阿部委員 わかりました。

○教育推進課長 「道徳」という教員免許は今までもありませんでしたが、現時点では、新たに作られる予定はありません。

○阿部委員 わかりました。

○特別支援教育担当係長 まず、文部科学省の著作教科用図書についてのご質問についてですが、これは資料1の③に挙げております。

この冊数については、ここに書いてありますとおり、小学部用には国語、算数、音楽の10冊と、中学部用で3冊をご用意させていただいております。

○阿部委員 それはどこに書いてあるのですか。

○特別支援教育担当係長 ③の表の中です。

○教育推進課長 ここに書いている冊数しかないということです。

例えば、国語は1年生から6年生までで3冊しかないということです。

○特別支援教育担当係長 小学校の合計は、国語、算数、音楽で10冊、中学校用は、星四つという教科書で3冊、これは各1冊ずつになります。

例えば、中学校の生徒は、この星本をもらった場合に、1年生から3年生を終えるまで使うという基準もあります。ただ、1年生でこの教科書が終わった場合は、また違う教科書を使うこともできることになっております。

④の一般図書については、文科省から320冊程度が出ております。それを北海

道の方で採択して、一般図書採択参考資料として310冊程度が札幌市に降りてきます。昨年度の例では、その中の140冊のうち115冊を採択しております。

それから、一昨年、阿部委員からご指摘がありました挿絵についてですが、昨年度、その内容を確認して検討させていただきました。

その320冊の中に、古い本がどれだけあるのかということを検証したところ、「ソ連」や「ソビエト」というように、古い国名などが出てくるものがありましたので、そのあたりは再編して、昨年度は、できるだけ新しいものを用意するような形で進めております。

今年度も、それに準じて、新しいもの、内容についてもしっかりと吟味して採択する方向で進めていきます。

○阿部委員 わかりました。

○長岡教育長 ほかにありますか。

○佐藤委員 私も、二つの観点からご質問させていただきます。

まず、調査研究の基本方針のところですが、小学校の基本方針の資料になります。1番目の調査研究の方法のうち、Bの道教委からの採択参考資料を参考としてというところで、平成26年度の家庭科の資料を拝見して理解できたのですけれども、1番目の1行目から2行目にかけての北海道教育委員会が示す平成30年度から使用する小学校用教科用図書の採択基準に基づきというところの採択基準とは具体的にどういうものなのか、ご紹介いただきたいと思います。

○教育推進課長 北海道が示す採択基準ですが、この表現ですと、教科書の内容についてということを書かれているという形になっておりますが、実際の基準は、市町村などが採択をするときに、いわゆる調査研究をするための調査委員会を設置することについて定められております。具体的には、調査委員会を設置する場合は、役割や委員の定数などの項目も含めて規則等を定めることや、委員会の役割について定めたものであります。基本的には、今回、議案第2号に掲げている調査研究の審議会の設置に関する基準を示したものとなっております。

○佐藤委員 よくわかりました。それは、かぎ括弧の中に平成30年度から使用すると書いてあるけれども、例えば委員会の設置や定数などはこれまでとずっと変わっていないということですね。

○教育推進課長　そうです。

○佐藤委員　二つ目は、1枚めくった具体的な調査研究項目についてです。

まず、読ませていただきました、札幌市の基本施策1-1と1-2と1-3が盛り込まれているという点があります。それから、今回の学習指導要領の改訂、新旧の対照表をざっと拝見したところ、今回の改正で強調されているのは、体験的な活動と「道徳」というものはこうするべきだという徳目の教授ではなくて、子どもたちが実際に考えて議論していく授業に変えていこうというところがメインだと思います。

したがって、この教科別項目の2番目の中には「考えを出し合う、まとめる、比較するなどの話し合い活動」とか「日常生活における体験」というものが十分に盛り込まれていると思いますので、これらの項目については、このように進めていただければと考えております。

少し細かい点について質問させていただきたいのですが、今申し上げた、「考えを出し合う、まとめる」と「日常生活における体験」は、教科別項目の2番目にあるのですが、その冒頭に「道徳的価値に関わる様々な課題」と書かれています。札幌市として、道徳的価値とはどういうものであると考えておられるのでしょうか。

それから、「道徳的行為の疑似体験等を生かして」とあるのですが、現在のところ、どういう体験がその道徳的行為の体験になるのかということをご紹介いただきたいと思います。

○児童生徒担当係長　それでは、ご説明いたします。まず、道徳的価値についてです。端的に申し上げますと、道徳的価値とは、人間としてよりよく生きるために大切なことと捉えております。

例えば、思いやりの心、生命を大切に作る心、くじけず、努力する心など、それらは全て人としてよりよく生きるために、誰もが大切にすべきことであるとと考えております。そのようなことと自分との関わりについて考え、人としてのあり方や生き方の考えを深めていくという部分で道徳的価値を考えております。

学校において指導される基本的な道徳的価値については、学習指導要領に、子どもの発達段階を考慮して「道徳」の指導内容として示されております。それらは、私たちが人間として生きている上で必要となる、あるいは、人間らしさを身につけていくための基礎、基本となる価値と考えております。以上が道徳的価値についてのご説明です。

次に、もう一点の道徳的行為の疑似体験についてです。

例えば、読み物教材等を活用した場合に、子どもがその教材に登場する人物等の言動を実際に演じてみることを通じて登場人物の心情等を考える役割演技などの学習活動が行われております。

具体例といたしましては、文部科学省が発行している「私たちの道徳」に掲載されているものとして、低学年の「はしの上のおおかみ」という題材があります。これは、一本橋の真ん中で、オオカミがウサギなどの小さな生き物をおどかして追い返していたが、あるとき、大きな熊に会った際、熊がオオカミを優しく渡らせてくれたという話です。子どもがオオカミやウサギ、熊などのお面をつけて、動物になり切って演技する活動などを通して、それぞれの動物の気持ちを考えたり、優しく接したときの気持ちのよさなどを感じとらせる学習等を行っております。

○佐藤委員 ありがとうございます。よくわかりました。

○長田委員 先ほど、共通項目のところについて質問させていただきまして、研究項目のところは普遍的なものというご説明だったのですが、それらに付随する具体的項目について検討したいのですが、基本的なところを伺います。

「道徳」というと、自分なりに言うのと、普遍的な価値に関わるものかと思うのですが、ここで、「北国札幌らしさ」とか「未来の札幌」とうたっていて、私には「道徳」の観点としてやや違和感があったのです。そこは具体的にどんなことをイメージされているのか、具体的な内容のところを読んでも、書かれていることは普通のことかと思えます。ここはどんなイメージで具体的項目を立てられたのかという質問です。

それから、教育振興基本計画の教育アクションプランの基本施策の中に「国際性を育む学びの充実」というものがあるのですが、そこに「道徳」の観点が無いのはなぜなのかという質問です。

私は、「道徳」と国際的な問題は、非常に関わりがあると思っていて、そこをあえて落としてしまった理由がありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

○学校教育部長 一つ目の共通項目、「札幌らしい特色のある学校教育の推進」と「道徳」の関連についてですが、具体項目（１）の「ふるさと札幌についての学び」というのは、「道徳」の中の項目に「郷土愛」というものがありますので、これはやはり、自分の地元である札幌に対する思いを深くするという意味で、「ふるさと札幌についての学び」を取り入れました。

それから、「雪」というものも札幌独特のものでありますので、「雪」に関する自然愛護や粘り強さのようなところも踏まえて、この「ふるさと札幌についての学び」「札幌らしい特色ある学校教育の推進」ということを共通項目に挙げたのですが、教科用図書選定審議会委員の皆様には、そのつながりがあるかどうかということについて調査していただくこととなります。

○長田委員 「雪」そのものではなくて、「雪」につながるような中身という理解でよろしいですか。

○学校教育部長 「雪」を取り上げているということだけではなく、それに対する思いや感覚、感情的なものを「道徳」の心情として扱っていくということになります。

それから、国際理解につきましては、教科別項目3番目の(2)共生の思いを育む学習活動の取り扱いの右側、調査研究の具体的内容ですが、「民族や子ども、女性、障がいを持つ人、外国人などの人権」とあります。

「道徳」の内容項目の中には、当然、国際理解、国際親善という項目がありますので、外国人などの人権に関わるということで、互いを理解するという国際理解との関連で、ここに入れるということになります。

また、そのほかにも、当然、国際理解の部分に関しては、「道徳」の教科書会社全てが共通して項目に挙げておりますので、その部分も必然的に調査対象になると思っております。

○佐藤委員 具体項目というところの六つは、どの教科書にも必ず装備されている条件というわけではないのですね。

○学校教育部長 それぞれの教科書で、重きがあつたり、関連がたくさんあるとか、余りないという軽重はあるかと思えます。

○佐藤委員 今の長田委員のご質問で少し不安に思ったのは、一番上の(1)です。「北国札幌らしさ」というのが教科書の8社の中になかったらどうするのだろうか、あるのは1社だけというときにはどうするのかと思いました。必ずしもそこにこだわる必要はないということは、審議される先生方もよくご存じだということによろしいのですね。

○学校教育部長 そうですね。自然愛護というときに、豊平川とか藻岩山などの記載がなくても、教科書の中に山に行ったら云々という題材があったとした

ら、そこは札幌にも身近なところに山があるので、子どもが共通してより身近に感じて読み進めていけば話し合えるという押さえではあります。

○佐藤委員 わかりました。

○池田（官）委員 調査研究項目に直接関わることではないのですが、
「道徳」が教科として扱われるということについて、例えば、現場や研修、指導を考えていく教育委員会の事務局として、今の時点で、こういうことが課題になったり問題になるだろうと認識されていることがもしあれば教えていただきたいと思います。

○学校教育部長 この教科書採択が終わった後に、各学校の先生方がこの教科書をどのように使って授業を展開していくのかという授業の展開例のようなものを示す必要があります。これは、ほかの教科と同じように、「教育課程編成の手引き（道徳編）」を作成して、各学校に配付する必要があると思っております。

それから、評価の問題です。今のところは、文章記述ということですが、どういう観点で評価をしていくのかというあたりもきちんと示したいと思います。当然、それを示すと同時に、授業のあり方もそうですが、研修等についても考えていかなければならないと思っております。

また、今、各学校に「道徳推進教師」というものが配置されているのですが、その方々を中心とした研修、評価のあり方、授業の進め方等の研修や説明等を管理職も含めて進めていく必要があると考えております。

○池田（官）委員 ありがとうございます。

○長岡教育長 ほかにありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定するという
ことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、そのように決定いたします。

議案第2号以降は公開しないことといたしますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開